

神戸北警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。
(1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
(2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
(3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
(4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路線 (区 間)	重点 時 間 帯
市道有馬街道西鈴蘭台線・市道鈴蘭台環状線(鈴蘭台北町7丁目交差点～中山橋交差点)	9時～20時
市道日の峰4号線(コアキタマチショッピングセンター北側)	9時～20時

◎ 重点路線

路線 (区 間)	重点 時 間 帯
県道明石神戸宝塚線(泉台南交差点～星和台3丁目交差点)	9時～20時
県道明石神戸宝塚線・市道泉台幹線(北鈴蘭台口交差点～泉台2丁目交差点)	9時～20時
県道小部明石線(中山橋交差点～南五葉5丁目交差点)	9時～20時
県道鈴蘭台停車場線(二軒茶屋交差点～北五葉交差点)	9時～20時
神戸市道(山田町小部字大東14番地の4先～山田町小部字高橋15番地先)	9時～20時
神戸市道(泉台1丁目2番地の20先～泉台1丁目4番地の17先)	9時～20時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点 時 間 帯
神戸電鉄鈴蘭台駅周辺	7時～20時
神戸電鉄北鈴蘭台駅周辺	7時～20時

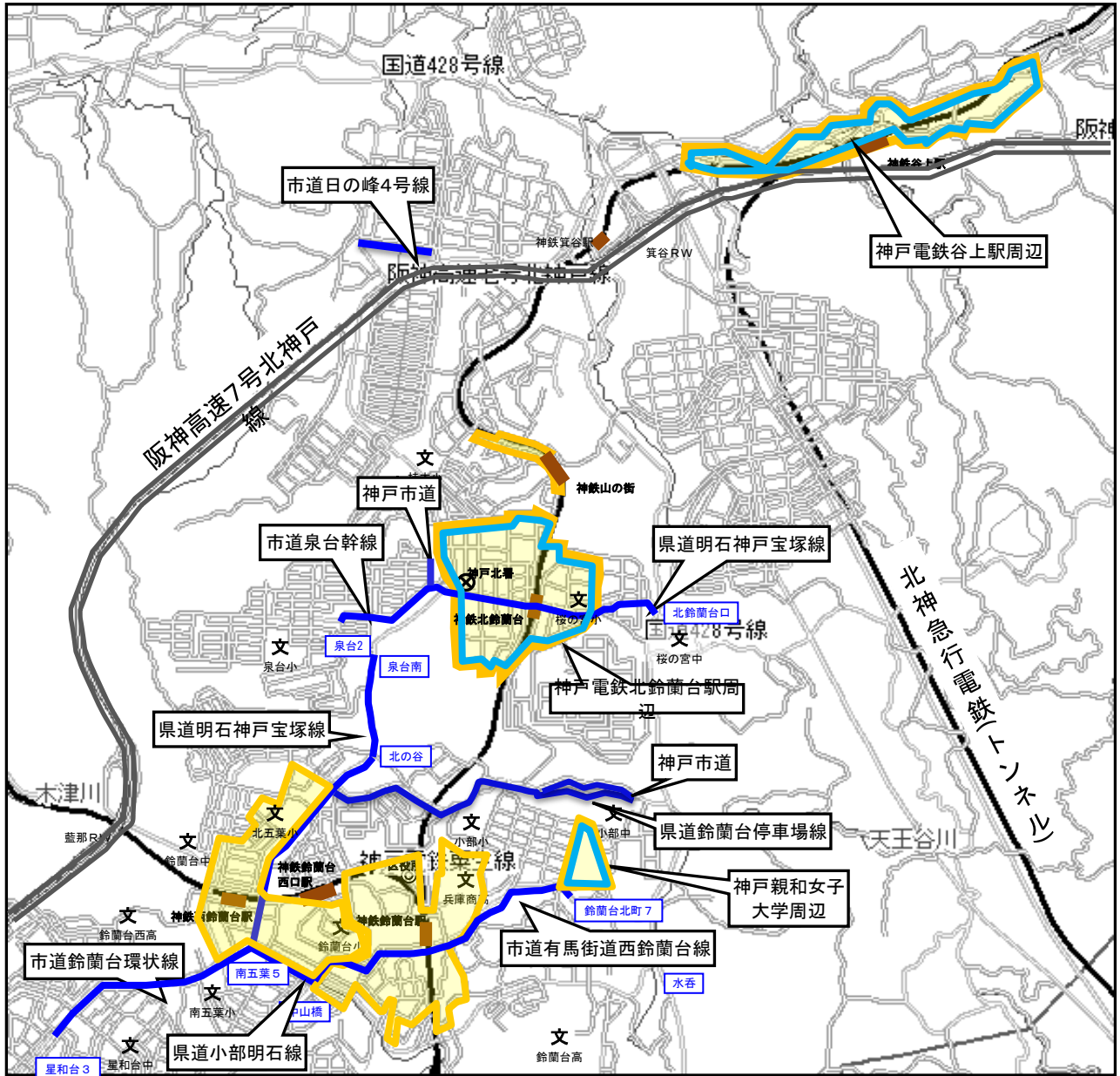
◎ 重点地域

地 域	重点 時 間 帯
神戸電鉄西鈴蘭台駅周辺	7時～20時
神戸電鉄谷上駅周辺	7時～20時
神戸電鉄山の街駅周辺	9時～20時
神戸親和女子大学周辺	9時～20時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点 時 間 帯
神戸親和女子大学周辺	9時～20時
神戸電鉄谷上駅周辺	7時～20時
神戸電鉄北鈴蘭台駅周辺	7時～20時

兵庫県神戸北警察署 駐車監視員活動ガイドライン



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第101号)」

凡例	最重点路線	}	■
	重点路線		
	最重点地域	}	■
重点地域			
	二輪車重点地域		■